

## 死亡後の手続きリスト(役所への届出)

死亡届、火葬・埋火葬許可申請	
手続きの窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡した人の本籍地の市区町村役場</li> <li>●死亡地の市区町村役場</li> <li>●届出人の現住所の市区町村役場</li> </ul>
手続きの期限	<b>死亡から7日以内</b>
<b>手続きの内容</b> 人が亡くなって最初にする手続きは、死亡届です。死亡届の用紙は、右側に <b>死亡診断書</b> (死体検案書)が付いていて、これが死亡届の添付書類になります。 亡くなった病院で医師が死亡診断書を書いて渡してくれますので、遺族は死亡届の欄に必要事項を記入します。 死亡届を役所に提出する際、同時に <b>埋火葬許可の申請</b> をおこないます。このとき交付される火葬許可証が火葬をするために必要です。火葬許可証は火葬場の係員に提出しますが、火葬が終わると火葬済み証明を書いて返してくれます。これが今度は <b>埋葬許可証</b> になります。 納骨をする際は、墓地や納骨堂の管理者に埋葬許可証を提出します。墓地の形態によっては提出しないこともありますが、 <b>埋葬許可証は5年間の保存義務があるので、捨てないように注意しましょう。</b>	



### ここがポイント!!

#### 死亡診断書はいろいろな場面で必要

生命保険金の請求や遺族年金の請求など、相続の手続きではいろいろな場面で死亡診断書が必要になります。役所に提出すると手許の控えがなくなってしまうので、死亡届を出す前に何枚かコピーを取っておくと便利です。

世帯主変更届	
手続きの窓口	住所地の市区町村役場
手続きの期限	<b>死亡から14日以内</b>
<b>手続きの内容</b> 世帯主である方が亡くなり、かつ、その世帯に2人以上の家族がいる場合は、新しい世帯主を届出ることが必要です。なお、世帯員が1人のみになる場合は、その方が必然的に世帯主になるため届出は不要です。	

## 死亡後の手続きリスト(各種契約)

公共料金・生活費等の契約名義変更、解約、精算手続き	
手続きの窓口	各会社最寄りの営業所やカスタマーセンターなど
手続きの期限	<b>できるだけすみやかに</b>
<b>手続きの内容</b> 電気、ガス、水道や賃貸住宅など、亡くなった人が契約・支払いしていたものは、契約名義の変更が必要です。場合によっては、解約をしたり、未払い料金の精算が必要になります。 金融機関が死亡の事実を届出ると、 <b>故人の預金口座は取引が停止される</b> ので、口座引落としにしていたものは料金が支払われなくなります。 <b>すみやかに手続きを行わないと延滞料金が発生する場合もあるので注意しましょう。</b>	

生命保険(死亡保険金)の請求	
手続きの窓口	保険会社のコールセンター、保険会社の担当者や営業所など
手続きの期限	<b>死亡から3年で時効</b>
<b>手続きの内容</b> 故人が生命保険契約の被保険者の場合は、契約で定められた受取人に死亡保険金が支払われます。 死亡保険金は、葬儀代などの大きな出費や残された家族の生活に役立てることができる大切なお金です。 <b>せっかく納めた保険料が無駄にならないよう、請求漏れはないようにしましょう。</b> 保険証券の保管場所や、請求時の連絡先などを確認しておき、すみやかに請求手続きがおこなえるように備えておきましょう。	

傷害保険や損害保険の解約・名義変更	
手続きの窓口	保険会社のコールセンター、保険会社の担当者や営業所など
手続きの期限	<b>できるだけすみやかに</b>
<b>手続きの内容</b> 故人が契約していた傷害保険や損害保険は、解約または名義変更の手続きが必要です。保険料を故人の口座から引落としにしていたものは、口座が凍結されれば、保険料が引き落とされなくなります。 <b>保険料不払いの状態が続くと、保険会社に契約解除されてしまう可能性もあります</b> ので、保険会社にすみやかに連絡が取れるよう、備えておきましょう。	

## 死亡後の手続きリスト(社会保険)

健康保険証の返却	
手続きの窓口	住所地の市区町村役場、または事業主
手続きの期限	<b>死亡から14日以内</b>
<b>手続きの内容</b> 公的医療保険には、自営業者や無職の人が加入する <b>国民健康保険</b> 、サラリーマンが加入する <b>健康保険</b> （公務員は <b>共済組合</b> ）、75歳以上の人などが加入する <b>後期高齢者医療制度</b> があります。いずれの場合も死亡により被保険者の資格を失いますので、 <b>市区町村や健康保険組合などに被保険者証を返却することが必要です。</b> このほか、高齢受給者証など、交付されている資格証などは原則としてすべて返却が必要です。 <b>返却が必要なものは散逸しないよう、できるだけまとめておきましょう。</b>	

葬祭費・埋葬料などの請求	
手続きの窓口	住所地の市区町村役場、または事業主
手続きの期限	<b>死亡(葬儀)から2年以内</b>
<b>手続きの内容</b> 後期高齢者医療制度や国民健康保険の被保険者が亡くなった場合、多くの自治体では <b>葬儀をおこなった人に対して葬祭費を支給</b> しています。支給額は自治体によって異なりますが、おおむね3万円～10万円となっています。また、違う名目で同様の給付を行っている場合がありますので、役場の年金保険課などに確認してみましょう。 一方、健康保険の被保険者がなくなったときは <b>埋葬料</b> または <b>埋葬費</b> 、被扶養者がなくなったときは <b>家族埋葬料</b> が支給されます。 これらの給付金は <b>自分から請求しないともらえません</b> 。健康保険証の返却手続きのついでに窓口の担当者に相談すれば手続きがスムーズに進みます。なお、請求手続きには、葬儀代の領収書の添付が必要です。	

	国民健康保険	健康保険(共済組合)		
	葬祭費	埋葬料	埋葬費	家族埋葬料
受給者	葬祭をおこなった人	故人に生計を維持されていた人	実際に埋葬をおこなった人	被保険者 ※扶養家族が亡くなった場合
支給額	おおむね <b>3～10万円</b> ※自治体により異なる	<b>5万円</b>	<b>5万円の範囲内で埋葬に要した実費</b>	<b>5万円</b>
請求窓口	市区町村の年金保険課など	健康保険組合など(勤務先を通じて)		

## 死亡後の手続きリスト(社会保険)

被扶養者の国民健康保険加入	
手続きの窓口	住所地の市区町村役場
手続きの期限	<b>死亡から14日以内</b>
<b>手続きの内容</b> 故人の健康保険の被扶養者になっていた家族は、新たに国民健康保険に加入する必要があります。市区町村役場の年金保険課などで加入手続きをとりましょう。 なお、他の家族が健康保険に加入していれば、そちらの被扶養者になるという選択肢もありますので、その場合は勤務先を通じて加入手続きをとりましょう。	

年金受給権者死亡届	
手続きの窓口	最寄りの年金事務所、街角の年金相談センター
手続きの期限	<b>死亡から10日以内(国民年金の場合は14日以内)</b>
<b>手続きの内容</b> 故人が老齢年金などの公的年金を受給中だった場合には、年金を止めるための届出が必要です。提出先は、 <b>最寄りの年金事務所</b> 、または <b>街角の年金相談センター</b> です。 この届出が遅れると、あとで過払いの年金を返さなければいけないこともあるので注意が必要です。届出には <b>戸籍謄(抄)本や死亡診断書のコピー</b> など、故人の死亡を証明する書類の添付が必要です。	

未支給年金の請求	
手続きの窓口	最寄りの年金事務所、街角の年金相談センター
手続きの期限	<b>年金受給権者死亡届と同時に</b>
<b>手続きの内容</b> 故人が亡くなった月分までの年金のうち、まだ受け取っていないものについては、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた <b>遺族が受け取ることができます</b> 。 ここでいう遺族とは、故人と生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹で、優先順もこの順です。 請求手続きの際には、死亡届提出時の書類に加えて、 <b>故人の年金手帳、請求者と故人の関係を証明するために住民票の写し、振込先の金融機関の通帳</b> などが必要です。	

## 死亡後の手続きリスト(社会保険)

加給年金対象者不該当届	
手続きの窓口	最寄りの年金事務所、街角の年金相談センター
手続きの期限	<b>死亡から10日以内</b>
<b>手続きの内容</b> 厚生年金を受け取っている方で、その方と生計を同じくする <b>65歳未満の配偶者や、18歳未満の子、または20歳未満で1級・2級の障害を持つ子</b> がいれば、支給年金額が加算されている場合があります。 <b>加算対象になっている配偶者や子が亡くなった場合は、届出する必要があり、届出が遅れるともらいすぎの年金を返さなければいけないこともあるので注意が必要です。</b>	

配偶者(第3号被保険者)の国民年金加入	
手続きの窓口	住所地の市区町村役場
手続きの期限	<b>すみやかに</b>
<b>手続きの内容</b> 会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている60歳未満の配偶者は、 <b>第3号被保険者</b> として保険料の支払いを免除されています。 <b>第2号被保険者の方が亡くなった場合、配偶者の方は新たに国民年金に加入する必要があります。</b> 勤務先でもらえる扶養でなくなったことの証明書や年金手帳を持参し、役所の年金担当課で手続きをおこなひましょう。	

遺族年金・遺族厚生年金の裁定請求	
手続きの窓口	住所地の市区町村役場(国保の場合)、最寄りの年金事務所
手続きの期限	<b>死亡から5年で時効</b>
<b>手続きの内容</b> 国民年金や厚生年金に加入している方が亡くなった場合、故人と生計を同じくする配偶者や18歳未満の子など、 <b>一定範囲の遺族に対して、遺族年金や遺族厚生年金が支給される場合があります。</b> 支給要件に関しては細かい規定がありますので、故人や申請者の年金手帳を持参し、 <b>最寄りの年金事務所などで相談</b> をしましょう。	

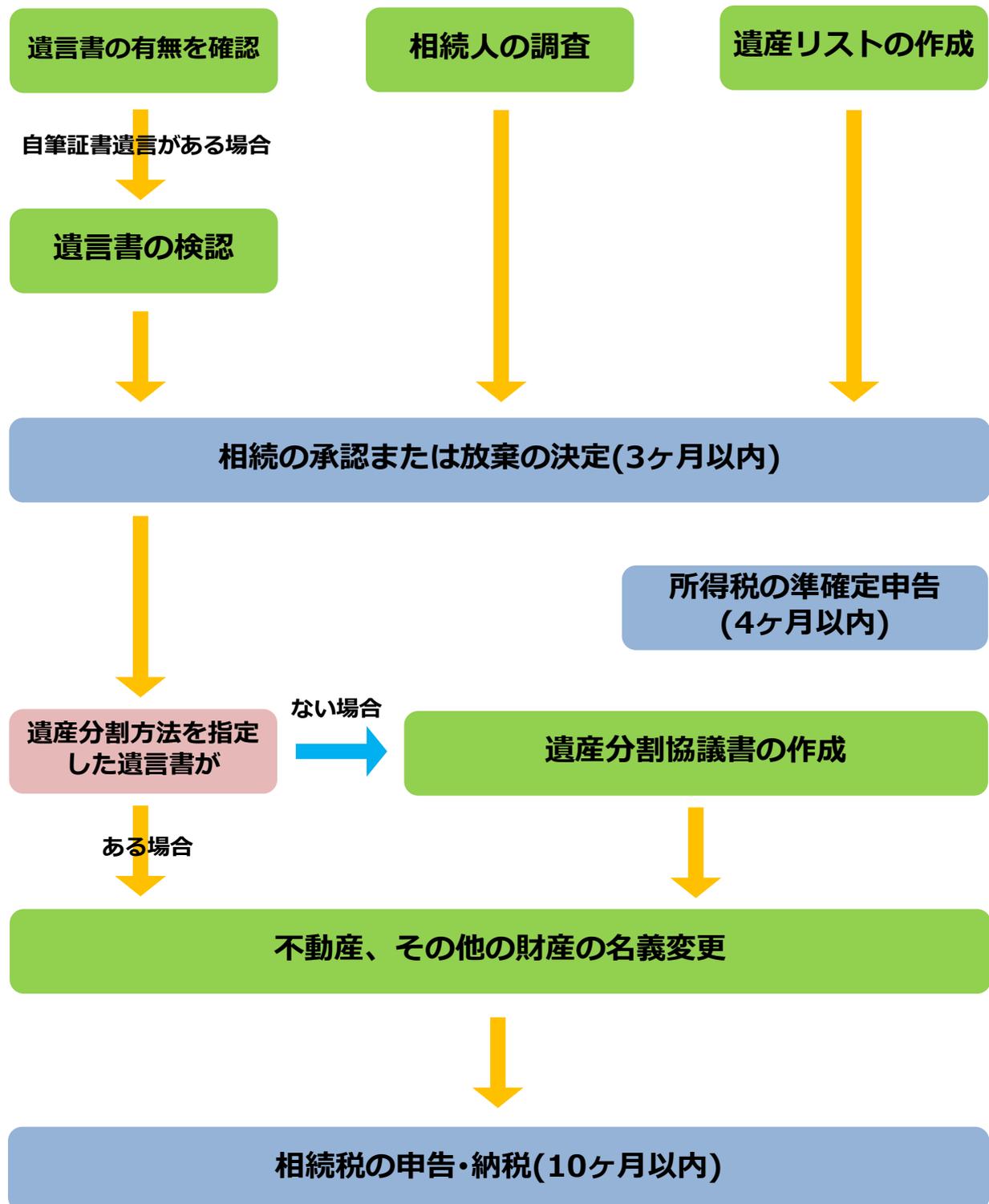
## 死亡後の手続きリスト(社会保険)

死亡一時金の裁定請求(国民年金)	
手続きの窓口	住所地の市区町村役場、最寄りの年金事務所
手続きの期限	<b>死亡から2年で時効</b>
<b>手続きの内容</b> <b>第1号被保険者(国民年金)として保険料を納めた月数が36月以上ある方が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、その方と生計を同じくしていた遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の中で優先順位の高い方）に支払い月数に応じた一時金が支給</b> されます。 遺族基礎年金を受けられない遺族への救済措置ですので、遺族基礎年金が支払われる場合には支給されません。また、寡婦年金の受給条件も満たす場合にはどちらか一方しか受給できません。	

寡婦年金の裁定請求(国民年金)	
手続きの窓口	住所地の市区町村役場、最寄りの年金事務所
手続きの期限	<b>死亡から5年で時効</b>
<b>手続きの内容</b> <b>第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が亡くなった時に、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給</b> されます。 亡くなった夫がすでに年金を受給していた場合には支給されません。遺族基礎年金や死亡一時金と同時に受給することはできないので、それぞれの受給資格を満たす場合は、一番有利なほうを選ぶことになります。	

## 死亡後の手続きリスト(相続)

### 相続手続きのスケジュール



相続税がかからないケースでは、名義変更がゴール

## 死亡後の手続きリスト(相続)

遺言書の検認(自筆証書遺言のみ)	
手続きの窓口	遺言者の住所地の家庭裁判所
手続きの期限	<b>すみやかに</b>
<b>手続きの内容</b> 自筆証書遺言(手書きの遺言書)がある場合は、家庭裁判所に遺言書を持ち込み、 <b>検認</b> という手続きをする必要があります。 検認は遺言書の現況を記録して、偽造や変造を防ぐための検証手続きです。検認をしなくても遺言書が無効になることはありませんが、実務上は、 <b>検認済証明のない遺言書では不動産登記や預貯金の解約などの手続きがおこなえません</b> 。手続きの進め方が分からない場合は、法律の専門家に相談しましょう。	

相続人の調査	
手続きの窓口	故人の本籍地の市区町村役場、相続人の本籍地の市区町村役場など
手続きの期限	<b>すみやかに(できれば死亡から3ヶ月以内に)</b>
<b>手続きの内容</b> 不動産の名義変更や預貯金の解約などの相続手続きをおこなう際には、 <b>故人の出生から死亡までの戸籍謄本・除住民票や相続人の戸籍謄本・住民票などを収集</b> し、誰が相続権のある人(相続人)であるかを証明する必要があります。 <b>相続人調査に必要な資料の収集は、行政書士など相続の専門家に依頼することが可能です</b> 。役所が遠方であれば手続きに手間と時間がかかりますし、正確を期すのであれば専門家に相談をしてください。	

遺産リスト(財産目録)の作成	
手続きの窓口	法務局、金融機関など
手続きの期限	<b>すみやかに(できれば死亡から3ヶ月以内に)</b>
<b>手続きの内容</b> 故人名義の財産はすべて遺産となり、相続の対象になります。 遺産のリストを作っておけば、 <b>遺言書を作る際の手助け</b> になりますし、遺言書を作らない場合でも、遺族が遺産の種類や所在を把握できるので、 <b>スムーズに相続手続きを進めるための手助け</b> になります。	

## 死亡後の手続きリスト(相続)

相続放棄の申述(遺産が債務超過の場合)	
手続きの窓口	故人の住所地の家庭裁判所
手続きの期限	<b>相続人になったことを知った日から3ヶ月以内</b>
<b>手続きの内容</b> 遺産調査の結果、 <b>明らかに債務超過(借金・ローンなどマイナスの財産が多い)場合は、相続放棄</b> をするとういでしょう。相続放棄をすれば、プラスの財産を引き継がない代わりに、マイナスの財産の相続を免れることができます。 相続放棄の手続きは、個人の住所地を管轄する家庭裁判所でおこないます。また、相続人それぞれが個別に手続きできますので、必ずしも相続人全員がおこなう必要はありません。 申述には <b>3ヶ月以内</b> という期間があるので、 <b>相続放棄を検討する場合は、すみやかに司法書士や弁護士に依頼することが必要です。</b>	



### ここがポイント!!

#### 遺産に手をつけると相続放棄できない

相続人が故人の預貯金などの遺産に手をつけると**単純承認**といって、相続を承認したとみなされます。**単純承認した場合には、相続放棄をおこなうことができませんので、注意が必要です。**故人の残した債務を支払った場合も同様に単純承認とみなされる場合があります。



### ここがポイント!!

#### 相続放棄は親族全員で協力する

例えば、故人の子全員が相続放棄をすれば、第2順位の親、あるいは第3順位の兄弟姉妹…というように相続権のある人が変更されていきます。

次順位の相続人に相続放棄をすることをきちんと伝えておかないと、「自分は相続人でないと思っていたのに、いきなり借金を背負うことになった…」といったトラブルになりかねません。**相続放棄は親族全員で協力**しておこないましょう。



### ここがポイント!!

#### 自分は遺産をもらわない=相続放棄ではない

「自分は遺産をもらうつもりはない」という意思表示を「**相続放棄**」と表現される方はとても多いですが、このような場合、通常の遺産分割協議をおこなえばよく、**家庭裁判所で難しい相続放棄の手続きをおこなう必要はありません。**

正式に相続放棄をすると、新たに相続権のある人が発生して、かえって話しがややこしくなる可能性があるので注意が必要です。

## 死亡後の手続きリスト(相続)

特別代理人選任の申立て(未成年者とその親権者が相続人になる場合)	
手続きの窓口	故人の住所地の家庭裁判所
手続きの期限	<b>すみやかに</b>
<b>手続きの内容</b> 例えば、夫が亡くなり、その妻と未成年の子が相続人になったとします。本来であれば、未成年の子を代理して親権者が遺産分割協議をおこなうのですが、この場合、妻は自らの相続人としての立場と、親権者として子を代理する立場で、 <b>それぞれの利益が相反する立場</b> に置かれます。 このような場合、子に代わって妻と遺産分割協議をおこなう <b>特別代理人</b> を選ぶ必要があります。特別代理人選任の申立ては家庭裁判所におこないます。就任にあたって特に資格は必要ありませんが、相続に直接関係ない親族に頼むのが一般的です。	



### ここがポイント!!

#### 遺言書があれば特別代理人は必要ない

未成年者が相続人になることが想定される場合、**遺言書で遺産の分け方を指定**しておけば、遺産分割協議をおこなう必要がないので、**特別代理人選任の申立てもおこなう必要がありません。**

子育て世代の若い夫婦も、もしものときに備えて遺言書を作っておく必要があるといえます。



### ここがポイント!!

#### 認知症の高齢者が相続人になる場合は後見人が必要

相続人の中に認知症の方がいれば、遺産分割協議という重要な意思決定をおこなうことが不可能ですので、家庭裁判所に申立てて、その方に代わって遺産分割協議に参加する**成年後見人**を選任する必要があります。

成年後見の申立ては、**医師の鑑定費用や申立て書類作成の手間がかかり、手続き完了まで数カ月かかる**など、特別代理人選任のように一筋縄ではいきません。

高齢な親族が相続人になることが想定される場合には、遺言書で遺産の分け方を指定しておけば、スムーズな相続手続きが可能になります。

## 死亡後の手続きリスト(相続)

所得税の準確定申告	
手続きの窓口	故人の納税地(通常は住所地)の税務署
手続きの期限	<b>死亡から4ヶ月以内</b>
<b>手続きの内容</b> 故人が <b>死亡した年の1月1日から死亡日までの所得</b> (給与や年金収入)を計算し、税務署へ申告をおこなう必要があります。これを <b>準確定申告</b> といいます。 勤務先で年末調整を受けている人は必要ありませんが、給与以外に20万円以上の収入のある人は申告の義務があります。また、医療費控除などで還付金を受けたい場合も申告をすることができます。 <b>(つまり、普段から自分で確定申告を行っている人には原則必要です。)</b> 申告の期限は <b>死亡から4ヶ月以内</b> です。申告に必要な証明書などの発行に時間がかかる場合がありますので、税務署の窓口や税理士に相談し、早めに準備をしましょう。	

遺産分割協議書の作成(遺産分割方法を指定した遺言書がない場合)	
手続きの窓口	相続人全員の協議で
手続きの期限	<b>すみやかに(できれば10ヶ月以内に)</b>
<b>手続きの内容</b> 遺言による具体的な遺産分割方法の指示がなければ、相続人全員による話し合いで遺産の分け方を決めることとなります。この話し合いを <b>遺産分割協議</b> と言い、遺産分割協議が整ったら、その内容を記録する <b>遺産分割協議書</b> を作成します。 協議書は記録を残して、 <b>話しの蒸し返しなど無用なトラブルを防ぐ</b> という意味もありますが、それ以上に、不動産の名義変更や預貯金の解約手続きなどの際、関係機関が提出を求めらるので <b>実務面でも作成することが必要</b> な書類です。 また、相続税の申告が必要な人にとっては、協議書が様々な税額軽減の特例を受けるために、税務署に提出する添付書類になります。 <b>遺産分割協議書の作成は行政書士など相続の専門家に依頼することができます。</b>	



### ここがポイント!!

#### 遺言書があれば面倒な遺産分割協議は必要ない

遺産分割協議は、相続人全員の話し合いでおこない、協議書には各相続人が署名、実印で捺印する必要があります。それゆえに、さまざまな相続人の思惑が絡みあって遺産を巡る争いが起こり、**なかなかスムーズに決着しない**ものです。

遺言書で具体的に遺産の分け方を指示しておけば、原則として指示どおりに遺産を分けることになるので、相続の手続きがスムーズに進み、争いが起きる心配もありません。

その遺言書も、法律のルールに従って作成しないと無効になるおそれがあり、良かれと思って作成したものが、かえって相続人を混乱させてしまうことがあります。**遺言書を作るのであれば、必ず行政書士など、相続の専門家に相談してください。**

## 死亡後の手続きリスト(相続)

不動産その他の財産の名義変更	
手続きの窓口	不動産を管轄する法務局、預金口座のある銀行の支店など
手続きの期限	<b>すみやかに</b>
<p><b>手続きの内容</b></p> <p>不動産を相続したら、不動産を管轄する法務局で相続登記(名義変更)の手続きをする必要があります。不動産以外の財産も、基本的に名義のあるものは、名義変更の手続きが必要になります。</p> <p>必要な書類は、<b>相続関係を証明する書類</b>(故人および相続人の戸籍謄本等)、<b>遺言書または遺産分割協議書</b>に加えて、<b>各機関が指定する届出書や申請書</b>です。</p> <p>各機関が指定する届出書・申請書にも、相続人全員の署名・捺印が必要な場合があります。何度も書類に署名・捺印をしないといけないとなると、手続きが完了するまで時間がかかってしまいますし、ストレスも溜まってしまいます。必要な書類をまとめ、スムーズに手続きが進むように備えましょう。</p> <p><b>不動産は司法書士、その他の財産は行政書士に名義変更手続きを依頼することが可能です。</b></p>	

### おもな名義変更手続き

財産の種類	手続き先
不動産	不動産を管轄する法務局
預貯金	口座のある金融機関
株式	株主名簿管理人(信託銀行など)または預託証券会社
普通自動車	新しい所有者の住所地の運輸支局または検査登録事務所
電話加入権	NTT
ゴルフ会員権	ゴルフ場
生命保険契約・損害保険契約	保険会社(契約の内容による)
借地権・借家権	地主や家主または借主
貸付金・借入金	債権者または債務者

## 死亡後の手続きリスト(相続)

相続税の申告・納税	
手続きの窓口	故人の住所地の税務署
手続きの期限	<b>死亡から10ヶ月以内</b>
手続きの内容 <b>基礎控除額を超える財産を相続した人は、相続税の申告・納税が必要</b> になります。 さまざまな控除や税額軽減の特例を利用するには遺産分割協議が整っていることが必要です。 <b>申告期限の10ヶ月</b> から逆算して手続きを進める必要がありますので、 <b>早めに税理士に相談</b> をしましょう。	

### 基礎控除額の計算式

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除額}$$

例:相続人が3人の場合、基礎控除額は4,800万円